

国立大学法人東京農工大学情報公開規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(情報公開・個人情報保護委員会)</p> <p>第4条 本学に、<u>東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会</u> (以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会について必要な事項は、細則で別に定める。</p> <p>(手数料の額)</p> <p>第8条 法第17条第1項の規定による手数料の額は、<u>東京農工大学諸料金に関する規程</u> (以下「諸料金規程」という。)第15条第1項に定める額とする。</p> <p>2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、開示実施手数料については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における諸料金規程第15条第1項ただし書きの規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(情報公開・個人情報保護委員会)</p> <p>第4条 本学に、<u>国立大学法人東京農工大学情報公開・個人情報保護委員会</u> (以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会 <u>について</u>必要な事項は、細則で別に定める。</p> <p>(手数料の額)</p> <p>第8条 法第17条第1項の規定による手数料の額は、<u>国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程</u> (以下「諸料金規程」という。)第15条第1項に定める額とする。</p> <p>2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、開示実施手数料については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における諸料金規程第15条第2項ただし書きの規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	

附 則(平成30年8月22日規程第35号)

この規程は、平成30年8月22日から施行する。